

真野・新瀬田浄水場更新改良及び
水道施設運転維持管理事業
募集要項

令和4年10月14日
大津市企業局

(令和4年12月27日修正)

目次

第1	募集要項の位置づけ	1
第2	事業概要	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業に供される公共施設等の種類	2
(3)	公営施設等の管理者の名称	2
(4)	事業場所	2
(5)	事業の目的	3
(6)	事業概要	3
(7)	見積上限価格	4
(8)	事業スケジュール	4
(9)	本事業に関係する主な法令、基準、指針等	5
第3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	民間事業者選定の方法	7
2	本事業への参加資格要件	7
(1)	応募者の構成等	7
(2)	応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業に共通の資格要件	7
(3)	応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業の各業務を実施する者の資格要件	8
(4)	参加資格要件確認基準日	9
3	審査及び選定に関する事項	10
(1)	基本的な考え方	10
(2)	審査手順に関する事項	10
(3)	優先交渉権者の選定	10
(4)	結果及び評価の公表方法	10
(5)	提出書類の取扱い	10
(6)	地元企業への配慮	11
4	優先交渉権者選定後の手続き	11
(1)	基本協定の締結	11
(2)	S P C の設立	11
(3)	事業契約の締結	11
5	プロポーザル応募に関する手続き	12
(1)	募集等のスケジュール	12
(2)	募集要項等に関する説明会及び施設見学会の申し込み	12
(3)	募集要項等公表時開示資料の閲覧・配布の申し込み	12
(4)	募集要項等に関する説明会（オンライン開催）	12
(5)	施設見学会開催	12
(6)	募集要項等に対する質問・回答	13
(7)	参加表明書、参加資格審査申請書の提出	13
(8)	参加資格審査結果通知の発送	13
(9)	資料閲覧の実施	13
(10)	現場確認の実施	13
(11)	技術対話の実施	13
(12)	提案書の提出	14
(13)	提案審査結果の通知	14
(14)	参加辞退	14
(15)	審査結果の公表	14
(16)	基本協定締結	14
(17)	事業契約締結	14
第4	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	リスク分担の基本的な考え方	15

(1)	リスク分担の考え方	15
(2)	リスク分担	15
(3)	保険	15
2	本市による支払に関する事項等	15
3	対象業務におけるサービスの水準	15
第5	その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1	その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
(1)	情報公開及び情報提供	16
(2)	募集要項等の変更	16
(3)	本事業において使用する言語等	16
(4)	提案に伴う費用負担	16
(5)	提出書類の返却	16
2	募集要項等に関する問い合わせ先	16
(1)	募集要項等に関する問い合わせ先	16
(2)	情報提供	16

第1 募集要項の位置づけ

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、大津市企業局（以下「本市」という。）が「真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業」（以下「本事業」という。）について、民間事業者の持つ技術力やノウハウを最大限活用して効率的・効果的に実施することによる財政負担の抑制を目的として、平成24年3月26日に本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施する。

募集要項は、大津市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）に規定する実施要領として本市が定めたものであり、本市が計画する競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式による事業者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本書は、公表日から真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業契約書（以下「事業契約」という。）の締結日までの期間において適用する。

また、事業契約における当事者については、事業契約の締結日以降であっても、拘束するものとする。

募集要項と次に掲げる別添資料を合わせ「募集要項等」とする。

なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

【別添資料】

真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	基本協定書（案）
真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	事業契約書（案）
真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	要求水準書
真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	優先交渉権者選定基準
真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業	提案書類記載要領・様式集

第2 事業概要

- (1) 事業名称
真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
- (2) 事業に供される公共施設等の種類
- (ア) 更新改良業務の対象となる施設
- 真野浄水場（真野取水場を含む。）
 - 新瀬田浄水場
 - 仰木低区配水池
 - 真野低区配水池
- (イ) 更新改良業務の対象外施設
- 柳が崎浄水場
 - 膳所浄水場（令和14年度廃止予定）
 - 八屋戸浄水場（令和12年度廃止予定）
 - 上記(ア)を除くその他場外施設（大津市内の配水池、加圧施設、電動弁施設及びその他付帯施設）
※詳細は、要求水準書にて示す。
- (3) 公営施設等の管理者の名称
大津市公営企業管理者 國松 睦生
- (4) 事業場所

項目	概要	備考
真野浄水場	大津市真野4丁目25-34	
新瀬田浄水場	大津市萱野浦1-1	
柳が崎浄水場	大津市柳が崎6-1	
膳所浄水場	大津市本丸町7-1	令和14年度迄に廃止予定
八屋戸浄水場	大津市八屋戸2320	令和12年度迄に廃止予定
その他場外施設	大津市全域	

※膳所及び八屋戸浄水場の撤去工事は含まない。

(5) 事業の目的

大津市では昭和5年に給水を開始して以来、市勢の発展や市域の拡大などに伴って増大する水需要に対応するため、8次にわたる拡張事業で浄水場をはじめとする水道施設の整備を進めてきた。

現在（令和3年度末）の普及率は99.9%となっており、「拡張」から「維持管理」の時代に移行していることに加えて、これら水道施設の多くは高度経済成長期に建設され、既に更新時期を迎えていることから、早急にその更新に取り組む必要がある。

国においては、平成30年12月に水道法が改正され、水道事業の経営基盤強化を目的とした水道事業の広域連携や官民連携を推進しており、本市においては、湖都大津・新水道ビジョンにおいて計画する「水道システムの再構築及び水道施設の耐震化」事業の早期に完了させ強靱で持続可能な本市水道事業を実現させるべく、民間活力を導入する事業範囲及び期間とその効果について検討を行って来たところである。

また、水道システムの再構築として掲げる3浄水場体制への再編には、多大な事業費を要することから、官民双方の英知を結集し、創意工夫により事業の効率化を図りながら、お客様に安全で安心な水道水をお届けし続ける必要がある。

以上のことから、本市は、民間事業者が有する技術力やノウハウを最大限活用することに加え、本市水道事業会計の財政負担を抑制し、早期に水道システムの再構築及び水道施設の耐震化を図ることを目的として、本事業を実施する。

(6) 事業概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）の特定事業として、浄水場施設及び配水池（以下総称して「浄水施設等」という。）の更新改良及び運転維持管理を実施する。

選定された民間事業者は、本事業の遂行を主な目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められた株式会社を設立し、本事業を実施する。

(ア) 対象業務

① 更新改良業務

- a. 事前調査業務
- b. 設計業務
- c. 工事業務
- d. その他付帯する業務（本市との調整業務、セルフモニタリング業務）

② 運転維持管理業務

- a. 運転管理業務
- b. 保全管理業務
- c. 更新改良施設の補修・修繕業務
- d. 既存施設の補修・修繕業務
- e. 物品調達業務
- f. 災害及び事故対応業務
- g. 事業終了時の引継ぎ業務
- h. その他技術業務（薬品等の受入れ業務、視察及び見学者対応業務等）

(イ) 民間事業者の収入

本事業は、民間事業者との間で締結する事業契約に基づいて、民間事業者に対して民間事業者の行う業務の対価を以下のとおり支払う。

① 更新改良業務の対価

更新改良業務の対価の支払方法については、真野浄水場、新瀬田浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池の更新改良の期間について、それぞれ毎年度1回出来高の10分の9以内の額を支払うものとし、その残額は、所有権移転後に、民間事業者からの請求に基づき支払うも

のとする。

② 運転維持管理業務の対価

運転維持管理業務の対価の支払い方法については、運転維持管理業務期間中に毎月民間事業者からの請求に基づき支払うものとする。

③ 任意提案に基づく業務の対価

民間事業者は、本事業の費用縮減、収益増加や環境負荷低減等の効果が発揮される業務について民間事業者の責任のもと提案することができ、本市との協議の結果、本市水道事業にとって有益であると認められる場合には、当該業務について追加することを可能とする。

業務実施によって、収益が発生する場合には、民間事業者の収入とする。

(7) 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

予定価格	32,617,476 千円
(目安金額：更新改良業務費(撤去を含む。))	17,850,624 千円
(目安金額：運転維持管理業務費)	14,766,852 千円

(消費税及び地方消費税を含む。)

※更新改良業務費については、事業契約書に定めるサービス対価 A が含まれる。

※運転維持管理費については、事業契約書に定めるサービス対価 B~D が含まれる。

※真野浄水場の旧系列部分の撤去工事の着工については、令和 15 年度以降に実施するものとする。

なお、予定価格は、PFI 事業として実施する場合の財政負担見込額であり、物価変動等は含まない。また、予定価格のみが見積上限価格であり、更新改良業務費及び運転維持管理費のうち一方が目安金額を超えていたとしても総額の見積価格が見積上限価格を超えていなければ失格とはならない。

(8) 事業スケジュール

(ア) 事業期間

本事業は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日までを事業期間とする。

なお、運転維持管理期間は本事業の開始から本事業期間の終了迄の 15 年間とする。

真野浄水場の試運転開始期限は令和 12 年 9 月末日を期限とし、引渡期限は令和 13 年 3 月末日を期限とする。

新瀬田浄水場の試運転開始期限は令和 14 年 9 月末日を期限とし、引渡期限は令和 15 年 3 月末日を期限とする。

スケジュール(予定)	内容
令和 5 年 10 月	事業契約の締結
令和 6 年 4 月	本事業開始(運転維持管理業務の開始)
令和 12 年 9 月	真野浄水場(更新・耐震補強部分)の試運転開始
令和 13 年 3 月	真野浄水場(更新・耐震補強部分)の引渡し
令和 14 年 9 月	新瀬田浄水場の試運転開始
令和 15 年 3 月	新瀬田浄水場の引渡し
令和 15 年 4 月以降	真野浄水場の旧系列部分の撤去工事の実施
令和 21 年 3 月	事業契約の終了

(イ) 事業期間終了時の措置

本事業が終了する時点において、本事業の対象となる施設を要求水準書等に示す良好な状態に保持してなければならない。

(ウ) 留意事項

施設を運転しながらの工事への対応

本事業の更新改良工事は既存浄水場を運転しながらの工事となるため、お客様への安定的かつ継続的な水の供給を確保しながら工事を実施することが求められる。

(9) 本事業に関係する主な法令、基準、指針等

民間事業者は、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。なお、本事業の実施に必要な許認可が生じた場合、本市は、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

本事業に関係すると考える各種法令、条例等(例)は以下のとおりである。

【法令等】

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)
- 水道法(昭和32年6月15日法律第177号)
- 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)
- 道路法(昭和27年7月31日法律第251号)
- 河川法(昭和39年7月10日法律第167号)
- 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)
- 電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)
- 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
- 水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)
- 大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)
- 土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)
- 騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)
- 振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)
- 悪臭防止法(昭和46年6月1日法律第91号)
- 計量法(平成4年5月20日法律第51号)
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年5月31日法律第100号)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)
- その他本事業に関連する法令

【条例等】

- 大津市給水条例(昭和33年大津市条例第16号)
- 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年大津市条例第38号)
- 大津市生活環境の保全と増進に関する条例(平成10年9月25日大津市条例第27号)
- 滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成14年10月22日条例第50号) 大津市都市計画法施行細則(平成13年4月1日規則第30号)
- 大津市開発事業の手続及び基準に関する条例施行規則(平成24年5月15日規則第76号)
- その他関連条例等

【関連する仕様書等】

更新改良工事で適用する本仕様書及び設計図書以外の仕様は以下のとおりとする。

なお、記載が上記のものから優先する。ただし、同等以上の仕様を確保した場合などはこの限りではない。

- 大津市企業局工事一般仕様書（大津市企業局）
- 大津市企業局施工管理基準（機械・電気編）
- 水道工事標準仕様書〔設備工事編〕（公益社団法人 日本水道協会）
- 水道工事標準仕様書〔土木工事編〕（公益社団法人 日本水道協会）
- 公共建築工事標準仕様書「電気設備工事編」（国土交通省）
- 公共建築工事標準仕様書「機械設備工事編」（国土交通省）
- 滋賀県一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）
- その他関連する仕様書等

【基準・指針等】

更新改良工事では、以下の技術基準等に準拠し、事業提案書の提出時点において最新版を適用する。なお、記載が上記のものから優先する。ただし、同等以上の性能を確保した場合などはこの限りではない。

- 水道施設設計指針（公益社団法人 日本水道協会）
- 水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人 日本水道協会）
- 水道維持管理指針（公益社団法人 日本水道協会）
- 浄水技術ガイドライン（公益社団法人 水道技術研究センター）
- 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（厚生労働省）
- 水道施設機能診断の手引き（厚生労働省）
- 日本水道協会規格（JWWA）
- 日本水道鋼管協会規格（WSP）
- 日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）
- 道路橋示方書・同解説（公益社団法人 土木学会）
- 水理公式集（公益社団法人 土木学会）
- コンクリート標準示方書（公益社団法人 土木学会）
- 日本産業規格（JIS）
- 電気学会規格調査会標準規格（JEC）
- 日本電機工業会規格（JEM）
- その他関連する各種基準

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者選定の方法

本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。）により行う。

2 本事業への参加資格要件

本事業への参加を希望する者の参加資格要件は以下のとおりとする。参加を希望する者は参加表明書、参加資格審査申請書の提出日において次の要件を満たしていること。

(1) 応募者の構成等

- (ア) 応募者は単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。
- (イ) コンソーシアムにより応募する場合は、コンソーシアムを構成する企業（以下に定義する、コンソーシアム構成員、担当企業をいう）及び協力会社の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (ウ) コンソーシアムにおいては、コンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとする。
- (エ) 応募企業又はコンソーシアム構成員は、本議決権株式のすべてを保有するものとする。
- (オ) コンソーシアム構成員は、設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）から業務を受託し又は請け負うことを予定しておりSPCに出資する者を言う。SPCへの出資の有無にかかわらず、「(3) 応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業の各業務を実施する者の資格要件」の資格要件を満たすものとして提案書に記載されている者を担当企業という。また、SPCへの出資を行わない者であって、担当企業以外で、SPC又はコンソーシアムを構成する企業から業務を受託し又は請け負うことを予定している企業を協力会社という。提案書作成時に、コンソーシアム構成員、担当企業、協力会社の別について記載すること。
- (カ) 参加資格審査書類の提出以降事業契約の締結まで、応募企業、代表企業、コンソーシアム構成員、担当企業、~~協力会社~~の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員、担当企業、~~協力会社~~を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業、コンソーシアム構成員、又は担当企業が参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業、コンソーシアム構成員 又は、~~担当企業又は協力会社~~を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、本市に速やかに通知しなければならない。
- (キ) 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、コンソーシアム構成員又は、担当企業のいずれかが、同時に他の応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業又は協力会社となることは認めない。

(2) 応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業に共通の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (エ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがされていない者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること。
- (オ) 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中である者 でないこと。

- (カ) 市から指名停止を現に受けていないこと。
- (キ) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (ク) 市が出資する法人でないこと。
- (ケ) 審査委員会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと。
- (コ) 次の①から⑥までのいずれかの場合に該当する者でないこと。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (サ) 本事業に係る事業者選定支援業務の受託者及び協力業者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。なお、本事業に係る事業者選定支援業務の受託者及び協力業者は、次のとおりである。
 - ① EY 新日本有限責任監査法人
（東京都千代田区有楽町一丁目1番2号）
 - ② EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
（東京都千代田区有楽町一丁目1番2号）
 - ③ 株式会社東京設計事務所
（東京都千代田区霞が関三丁目7番1号）
 - ④ 弁護士法人関西法律特許事務所
（大阪市中央区北浜二丁目5番23号）

(3) 応募企業、コンソーシアム構成員、担当企業の各業務を実施する者の資格要件

応募企業又はコンソーシアムの構成員、担当企業のうち、設計、建設、運転維持管理の各業務を実施する者は、それぞれ以下の資格を有している者でなければならない。なお、応募企業、コンソーシアムの構成員又は担当企業が、複数の業務の資格要件を満たす場合に複数の業務を実施することは認めるものとする。なお、代表企業となる者は、設計、建設、運転維持管理のいずれかの資格要件を満たす者でなければならない。

(ア) 設計業務を実施する者

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者）が1名以上在籍していること。ただし、設計業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
- ③ 浄水処理施設の設計業務を実施する者は、平成14年度以降の公称能力10,000 m³/日以上の上水道浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の設計実績及び配水池（配水池有効容量5,000 m³以上）の設計実績を有すること。ただし、設計業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
- ④ なお、③の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構

成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

(イ) 建設業務を実施する者

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び水道施設工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの）の結果において各担当工事の総合評定値が市内企業（本社所在地が津市内にある企業）は1,000点以上、市外企業（本社所在地が市外にある企業）が1,100点以上であること。
- ③ 浄水処理施設の建設業務を実施する者は、平成14年度以降に竣工した公称能力10,000 m³/日以上以上の規模を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の建設完了実績（ただし、元請としての実績で、建設実績の範囲には沈殿池及び急速ろ過池が含まれていること。）及び配水池（配水池有効容量5,000 m³以上）の建設完了実績を有すること。ただし、建設実績は同一の工事内での実績である必要はないものとする。また、建設業務を実施する者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
- ④ なお、③の実績については、他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として、出資比率が10分の2以上で履行したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限るものとする。

(ウ) 運転維持管理業務を実施する者

浄水処理施設の運転維持管理業務を実施する者は、平成14年度以降の公称能力10,000 m³/日以上以上の浄水能力を有する急速ろ過方式の上水道の浄水場の運転維持管理実績（元請としての実績を有すること。）があること。ただし、維持管理業務の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(4) 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は参加表明書、参加資格審査申請書の提出日とする。

3 審査及び選定に関する事項

審査及び選定は以下のとおり行う。

(1) 基本的な考え方

本事業は、本市水道事業においても、3浄水場体制への再編に向けた浄水場更新事業であるとともに運転維持管理を含め、今後の強靱で持続可能な水道システムの構築にとって極めて重要な事業である。そのため、設計、建設、運転維持管理等の業務が円滑かつ確実に実行される必要がある。

従って、本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

また、学識経験者を含めた大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において提出された提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業について審査委員会の委員への問い合わせや働きかけを試みた場合は、本事業の参加資格を失う。

【大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会】

委員長	石井 晴夫（東洋大学大学院経営学研究科客員教授（名誉教授））
副委員長	清水 聡行（福山市立大学都市経営学部准教授）
委員	栗本 知子（弁護士）
委員	杉澤 喜久美（公認会計士）
委員	大津市企業局長

(2) 審査手順に関する事項

審査は「参加資格審査」と「事業提案審査」に分けて実施する。なお、具体的な評価項目及び配点については、優先交渉権者選定基準を参照のこと。

(ア) 参加資格審査

参加資格審査では応募者の構成や構成員の資格要件等について確認する。

(イ) 事業提案審査

参加資格審査を通過した応募者についてのみ、事業提案審査を実施し、最も優れた提案を最優秀提案として選定する。

(3) 優先交渉権者の選定

本市は、審査委員会による審査結果を踏まえて優先交渉権者を選定する。

その後、本市と優先交渉権者は真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき事業契約の締結に向けた手続きを行い、優先交渉権者は契約締結により、本事業の事業者として確定する。

(4) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は審査講評とともにホームページで公表する。

(5) 提出書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他、本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外には使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(6) 地元企業への配慮

地域経済活性化の観点から、本事業の実施に当たっては、本市内に本社を有する企業の活用に努めること。

4 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、本市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、本市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続きを行うことができる。なお、本市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) S P C の設立

本事業に係る審査及び選定の結果、優先交渉権者として選定した場合、優先交渉権者は会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める株式会社として、S P C を本市内に設立するものとする。

この場合、市は、優先交渉権者と設計業務、建設業務及び運転維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施するに当たって必要となる事項等について基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、S P C と事業契約を締結する。

なお、応募者（コンソーシアム）の代表企業の出資比率は、単独で最大とすること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

なお、S P C は、S P C の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）のみを発行することができる。また、S P C は、本議決権株式を新規発行する場合には、本市の事前の承認を受ける必要がある。

(3) 事業契約の締結

基本協定の締結後、本市は、基本協定の規定に基づき、優先交渉権者が組成する S P C と事業契約を締結する。

なお、事業契約の締結日までの間、優先交渉権者の構成員が参加資格を失った場合、市は S P C と事業契約を締結しない場合がある。

5 プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集等のスケジュール

スケジュール	内容
令和4年10月	募集要項等(募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、関連資料集等)の公表
令和4年11月	募集要項等に関する質問等の受付期限
令和4年12月	募集要項等に関する質問等への回答の公表
令和 5 4年 12 1月	参加資格審査申請書の受付期限
令和5年1月以降	技術対話の実施、資料閲覧、現地確認
令和5年6月	提案書の受付期限
令和5年 8 7月	優先交渉権者選定
令和5年8月	基本協定書締結
令和5年10月	事業契約の締結
令和6年4月	事業開始

(2) 募集要項等に関する説明会及び施設見学会の申し込み

募集要項等に関する説明会、施設見学会については、事前申し込み制とするので、参加希望者は次の手続きにより申し込むこと。

受付期限：令和4年10月21日（金）正午まで（必着）

申込方法：様式1-1「募集要項等に関する説明会、施設見学会参加申込書」を第5-2(1)の問い合わせ先へ電子メールにて送信すること。

(3) 募集要項等公表時開示資料の閲覧・配布の申し込み

本事業に応募しようとする者に対し、参考資料の閲覧・配布を行う、希望者は次の手続きにより申し込むこと。

受付期限：令和4年10月28日（金）正午まで（必着）

申込方法：様式1-2「募集要項等公表時開示資料閲覧・配布申込書 兼 守秘義務の遵守に関する誓約書」を第5-2(1)の問い合わせ先へ事前に電子メールにて送付の上で、提出期限までに到着するよう持参若しくは郵送等で送付すること。

(4) 募集要項等に関する説明会（オンライン開催）

実施日時：令和4年10月28日（金）午後2時～

開催方法：オンライン（webexを利用）

- ・説明会資料は、ホームページからダウンロードすること。

(5) 施設見学会開催

実施日：令和4年10月31日（月）～11月11日（金）（予定）

見学施設：事業者の希望する施設とする

留意事項：

- ・1社につき1日（午前9時～午後5時）を上限に希望する施設について見学することができる。
- ・施設の所在地については、要求水準書を参照すること。
- ・他の事業者も含めて日程を調整することから複数日の候補日を挙げること。
- ・同時刻に複数の施設を見学することは認めない。
- ・柳が崎浄水場、真野浄水場、新瀬田浄水場、膳所浄水場、仰木低区配水池、真野低区配水池の各施設内に保管している設計図書の閲覧も可能である。
- ・移動時間も含め事業者において当日の行程を作成すること。
- ・当日の見学・道路状況によって、当初予定していた施設の全てを見学することができない

- い事態が発生した場合でも、別日を設けて再度実施等を行わない。
- ・人数制限はあらかじめ設けないが、新型コロナウイルス対策や浄水場運用上支障がある場合は人数制限を依頼する場合がある。

(6) 募集要項等に関する質問・回答

募集要項等に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、期限までに提出すること。

受付期限：令和4年11月18日（金）正午まで（必着）

提出方法：様式1-3「募集要項等に関する質問書」を第5-2（1）の問い合わせ先へ電子メールにて送信すること。

使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

回答予定日：令和4年12月~~27~~18日（火）

(7) 参加表明書、参加資格審査申請書の提出

本プロポーザルに応募を希望する者は、参加表明書、参加資格審査申請書等を提出すること。なお、当該様式については様式集に示す。

受付期限：令和~~5~~4年~~1~~12月~~17~~16日（~~火~~金）正午まで（必着）

提出方法：提案書類記載要領・様式集に従い、参加資格確認申請に関する提出書類を第5-2（1）の問い合わせ先へ事前に電子メールにて送付の上で、提出期限までに到着するよう持参若しくは郵送等で送付すること。

(8) 参加資格審査結果通知の発送

参加資格審査の結果を応募者に通知する。通知の発送については、令和~~5~~4年~~1~~12月~~27~~26日（~~金~~丹）を予定している。

(9) 資料閲覧の実施

本事業に提案書検討に向け、浄水場等にある資料を閲覧する機会を設ける。実施方法や日時については、別途応募企業又は代表企業に対して通知を行う。なお、資料閲覧では、質疑応答の機会を設けない。

(10) 現場確認の実施

提案書の作成に向け、現場確認の機会を設ける。実施方法や日時については、別途応募企業又は代表企業に対して通知を行う。なお、資料閲覧では、質疑応答の機会を設けない。

(11) 技術対話の実施

技術対話は、参加資格審査を通過した応募者に対し、本市が求める要求水準について応募者の理解度を測り、それを深めることで本市の意図する技術提案を得ることを目的とし、市からの指導や助言等はしない。技術対話の実施要領等は下記のとおりである。

実施期間	参加表明書等の提出以降
提出書類	参加資格審査後、応募企業又は代表企業に通知
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時、実施方法について、応募企業又は代表企業に対し別途通知を行う。 （原則として対面での実施を予定しているが、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、オンラインにて実施する場合がある。） ・本市が全ての応募者に公開すべきと判断した対話結果については、応募者と調整した上で、他の事業者に対しても通知を行う。 ・技術対話の実施内容については審査に反映しない。

(12) 提案書の提出

本事業への参加資格を有する応募者は、提案書を提出すること。なお、提案書の作成要領については、様式集を確認すること。また、応募者に対するヒアリングを行うことを予定している。

提出期限：令和5年6月16日（金）正午まで（必着）

提出方法：提案書類記載要領・様式集に従い、提案書に関する提出書類を提出期限までに到着するよう持参若しくは郵送等により送付すること。

なお、1者以上の提案審査参加者から提案書の提出がなかった場合、本市は特定事業の選定を取り消す。

(13) 提案審査結果の通知

本市は、提案審査の結果を、応募企業又は代表企業に対して、令和5年8月中旬までに通知する。

※提案書の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

(14) 参加辞退

参加資格を有することが認められた者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、優先交渉権者決定までに、プロポーザル参加辞退届を持参若しくは郵送等により送付すること。

(15) 審査結果の公表

本市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに本市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(16) 基本協定締結

本市は、優先交渉権者と基本協定を締結する。

(17) 事業契約締結

基本協定の締結後、本市は、SPCと事業契約を締結する。

第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することによって、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、更新改良業務、運転維持管理業務の責任は、原則として民間事業者の責任において、要求水準書等に記載の業務を行うものとする。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

(2) リスク分担

本市と民間事業者のリスク分担は、事業契約書（案）によるものとする。

(3) 保険

民間事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとする。

2 本市による支払に関する事項等

本市は、事業契約の条項に従い民間事業者に対してサービス対価を支払う。サービス対価の具体的な支払方法については、事業契約書（案）を参照のこと。

3 対象業務におけるサービスの水準

民間事業者は、事業期間中、本市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。本事業の対象となる施設に要求する性能及び対象となる運転維持管理等に要求するサービスの水準については、要求水準書を参照のこと。

第5 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

大津市情報公開条例（平成14年3月25日条例第4号）に基づき、本事業に係る図書について情報公開を行う。情報提供は、適宜ホームページ等を通じて行う。

(2) 募集要項等の変更

今後、募集要項等の変更が必要となる場合は、本市は募集要項等を改正し修正版を公表する。なお、変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールもあわせて公表するものとする。

(3) 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 提案に伴う費用負担

提案に係る費用については、全て応募者の負担とする。

(5) 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しない。

2 募集要項等に関する問い合わせ先

(1) 募集要項等に関する問い合わせ先

本募集要項等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。
大津市企業局施設部浄水管理センター浄水施設課浄水整備推進室
〒520-0022
大津市柳が崎6番1号
電話番号：077-526-5137
メールアドレス：otsu2869@city.otsu.lg.jp

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。
大津市企業局ホームページ (<http://www.city.otsu.lg.jp/kigyo/index.html>)

以上